

第 7 7 号議案

令和 8 年度東京都台東区一般会計補正予算（第 4 回）

令和 8 年度東京都台東区の一般会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2, 1 2 7, 9 1 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 5 1, 3 2 1, 5 3 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（特別区債の補正）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 特別区債補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

東京都台東区長 服 部 征 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 都支出金		12,152,604	71,381	12,223,985
	1 都負担金	5,660,086	46,080	5,706,166
	2 都補助金	5,822,925	25,301	5,848,226
16 寄附金		68,117	5,000	73,117
	1 寄附金	68,117	5,000	73,117
17 繰入金		19,519,458	△487,449	19,032,009
	1 基金繰入金	19,519,458	△555,600	18,963,858
	2 特別会計繰入金	0	68,151	68,151
18 繰越金		1,697,875	790,867	2,488,742
	1 繰越金	1,697,875	790,867	2,488,742
19 諸収入		4,023,871	5,288	4,029,159
	7 雑入	860,436	5,288	865,724
20 特別区債		7,680,000	△2,513,000	5,167,000
	1 特別区債	7,680,000	△2,513,000	5,167,000
歳 入 合 計		153,449,451	△2,127,913	151,321,538

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		19,971,887	5,954	19,977,841
	1 総務管理費	14,153,851	5,954	14,159,805
3 民生費		62,256,431	△2,247,822	60,008,609
	1 社会福祉費	21,557,423	△2,932,094	18,625,329
	2 児童福祉費	22,822,137	275,207	23,097,344
	3 生活保護費	17,769,907	409,065	18,178,972
4 衛生費		14,819,375	382,375	15,201,750
	1 衛生管理費	1,610,859	95,976	1,706,835
	3 公衆衛生費	5,117,407	1,315	5,118,722
	4 環境衛生費	934,518	5,000	939,518
	5 清掃費	5,506,530	280,084	5,786,614
7 土木費		11,078,381	△172,543	10,905,838
	1 土木管理費	2,851,740	1,653	2,853,393
	6 都市整備費	2,347,971	△174,196	2,173,775
8 教育費		26,673,394	△137,951	26,535,443
	1 教育総務費	3,401,997	△139,905	3,262,092
	2 小学校費	8,023,722	1,954	8,025,676
9 諸支出金		9,422,739	42,074	9,464,813
	4 特別会計繰出金	7,942,333	△26,077	7,916,256
	5 財政調整基金積立金	79,397	68,151	147,548
歳 出 合 計		153,449,451	△2,127,913	151,321,538

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
1 清川清掃車庫整備（東側スロープ等解体及び地下1階消火設備移設工事）	令和9年度	420,126
2 清川清掃車庫整備（工事監理委託）	令和8年度 ～ 令和12年度	49,500
3 谷中地区まちづくり推進（（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場整備工事）	令和8年度 ～ 令和9年度	237,490
4 谷中地区まちづくり推進（（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場整備工事監理委託）	令和8年度 ～ 令和9年度	12,322
5 東泉小学校（東泉こどもクラブ併設）大規模改修（電気設備工事）（物価高騰対応分）	令和9年度	5,851
6 小学校・中学校・幼稚園スクールバス運営、小学校・中学校移動教室、オリエンテーション、教員経験別研修会、環境関連施設体験学習、グローバル教育の推進（バス借上げ）	令和8年度 ～ 令和9年度	142,714

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
1 (仮称) 北上 野二丁目福 祉施設整備 (建築・電 気・空調等設 備工事)	令和9年度 ～ 令和11年度	17,373,100	令和8年度 ～ 令和13年度	24,149,900
2 (仮称) 北上 野二丁目福 祉施設整備 (工事監理 委託)	令和9年度 ～ 令和11年度	228,371	令和8年度 ～ 令和13年度	254,100

第3表 特別区債補正

変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	備 考
1 社会福祉施設の整備	補正前 4,018,000	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。 証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とする。	6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含め30年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法で償還する。	金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰延起債することもある。
	補正後 1,505,000				